

# 住宅を再建される方へのお知らせ

(住宅を新築等する際の建築確認手数料の減免について)



一般社団法人  
すまいづくりまちづくりセンター連合会

## 熊本地震・令和2年7月豪雨で被災された方へ

建築物を新築等する際に

# 建築確認等の申請手数料が減免されます

(国土交通省が実施する補助金「建築基準法・建築士法等の円滑な執行体制の確保に関する事業」)

## 「手数料減免」の2つのポイント

### ポイント1

最大で

建築確認等の申請手数料が **半額** または **全額減免** されます。

### ポイント2

民間の **指定確認検査機関** で実施しています。

## 手数料の減免を受けられることができる方

### ■ 地震により、住宅が半壊以上の被害を受けた方

- 注1) 減免対象（建築物の用途や規模、被害の程度）は、指定確認検査機関により異なります。  
注2) 手数料減免の申請には、罹災証明書等の申請書類が必要です。

### ■ 豪雨により、住宅が準半壊（床上浸水）以上の被害を受けた方

- 注1) 減免対象（建築物の用途や規模、被害の程度）は、指定確認検査機関により異なります。  
注2) 手数料減免の申請には、罹災証明書等の申請書類が必要です。

## 「手数料減免」の例

床面積100～200㎡の木造住宅において

- 建築確認手数料50,000円の全額を減免（A社）
- 建築確認手数料47,000円及び完了検査手数料40,000円の半額を減免（B社）
- 建築確認手数料35,000円の半額を減免（C社）

- 注1) 建築確認等の申請手数料及び減免率は、指定確認検査機関により異なります。  
注2) 地方公共団体においても減免を実施している場合があります。

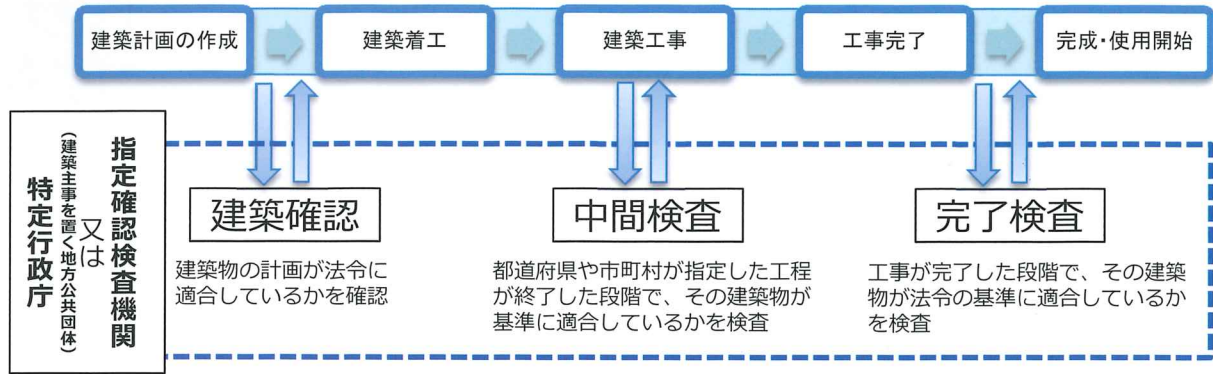


# 正しく知って賢く使おう！ 「手数料減免」Q & A

Q.建築物を建てる際に必要な手続きって何？

(※建築基準法に基づく手続きに限る。)

A.建築確認・中間検査、完了検査の手続きが必要です。



Q.減免を受けるにはどうやって申請するの？

A.指定確認検査機関に以下の書類を提出します。

- ①罹災証明書（熊本地震または、令和2年7月豪雨で被災した場合）
- ②指定確認検査機関が指定する手数料減免申請書

注1) 申請書類は、建築確認等の申請書類提出時に一緒に提出して下さい。

注2) ①罹災証明書等は市町村の窓口で入手できます。

注3) ②指定確認検査機関が指定する手数料減免申請書は、各指定確認検査機関により提出の要否、様式が異なります。

Q.減免を受けるには要件はありますか？

A.以下に該当する場合等が対象となります。

災害	被害
<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年熊本地震</li> <li>・上記の地震に引き続き発生した余震</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅または建築物が半壊以上の被害を受けた場合</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年7月豪雨</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅または建築物が準半壊(床上浸水)以上の被害を受けた場合</li> </ul>

注) 減免対象（建築物の用途、規模、被害の程度）は、指定確認検査機関により異なります。

Q.どのくらいの金額が減免されるの？

A.建築確認の申請手数料の半額または全額が減免されます。

注1) 減免対象（手続き、建築物の用途、規模、減免額等）は、指定確認検査機関により異なります。

注2) 手数料の減免を受けるには、建築確認・中間検査・完了検査の都度申請する必要があります。

(※上記について詳しくは、各指定確認検査機関にお問い合わせ下さい。)

## 「手数料減免」を実施している民間の指定確認検査機関

民間確認検査機関	電話番号	事業実施地域
株式会社 熊本建築確認検査機関	096-383-7227	熊本県
株式会社 ACS熊本	096-213-7011	熊本県
一般財団法人 熊本建築審査センター	096-385-0881	熊本県
日本ERI 株式会社 熊本支店	096-211-2130	熊本県

# 国等が取り組んでいる住宅再建に関する支援制度

## ○被災者生活再建支援制度

熊本地震・令和2年7月豪雨により居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯の方々は、支援金の支給を受けられます。

問合せ先：都道府県、市町村

## ○災害援護資金

熊本地震・令和2年7月豪雨より負傷又は住居、家財の損害を受けた方々は、生活の再建に必要な資金の貸付を受けられます。

問合せ先：市町村

## ○災害復興住宅融資

独立行政法人住宅金融支援機構において、被災者住宅復旧のための建設資金、購入資金または補修資金の申込みを受け付けています。

問合せ先：独立行政法人住宅金融支援機構 お客さまコールセンター Tel：0120-086-353

## 指定確認検査機関では、建築確認申請とあわせ、下記の各種検査等も一括して申請することができます

### ○住宅性能評価

住宅品質確保法に基づく住宅性能表示制度を利用する際に必要な評価です。評価を受けると地震保険料の割引等を受けることができます。

### ○フラット35等適合証明

フラット35（長期固定金利住宅ローン）等の融資の際に必要な証明です。

### ○住宅瑕疵担保責任保険

新築住宅を供給する事業者に参加が義務づけられた保険です。新築住宅に瑕疵があった場合に、補修等を行った事業者が保険金が支払われます。

### ○長期優良住宅技術的審査

長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づき、所管行政庁が行う長期優良住宅建築等計画の認定を受ける際に必要な技術的審査です。本審査を受けると、長期優良住宅認定の際に、時間短縮、手数料の減額等を受けられます。

### ○低炭素建築物新築計画等に係る技術的審査

都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物の認定に必要な技術的審査です。本審査を受けると、低炭素建築物認定の際に、時間短縮、手数料の減額等を受けられます。

申請には要件があります。  
お気軽にお問い合わせください。

☎ 03-5229-7560

（受付時間9時30分～17時30分（土・日・祝除く））

[http://www.sumaimachi-center-rengoukai.or.jp/02business/shinsai\\_kumamoto/index.html](http://www.sumaimachi-center-rengoukai.or.jp/02business/shinsai_kumamoto/index.html)（熊本地震）

[http://www.sumaimachi-center-rengoukai.or.jp/02business/shinsai\\_r27mgouu/index.html](http://www.sumaimachi-center-rengoukai.or.jp/02business/shinsai_r27mgouu/index.html)（令和2年7月豪雨）

一般社団法人すまいづくりまちづくりセンター連合会※

※国土交通省が実施する補助金「建築基準法・建築士法等の円滑な執行体制の確保に関する事業」の事務を行う団体です。

「わたしは対象になるの？」

といった素朴な疑問にも  
お応えいたします。

すまいづくりまちづくり

検索

令和2年度版